

個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 KFP 友の会（以下「KFP 友の会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

2 この規程において「個人情報データベース等」とは個人情報を含む情報の集合物であつて次に掲げるものをいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) KFP 友の会防犯カメラの運用に関する規則により収集された映像。

(3) 前号に掲げるものの他、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

3 この規定において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

4 この規程において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。

(責務)

第3条 KFP 友の会は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力するものとする。

第2章 個人情報の収集

(個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧)

第4条 KFP 友の会は、個人情報を取り扱う事務（KFP 友の会の職員又は職員であつた者に係るものその他 KFP 友の会が定めるものを除く。）について、一定の事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、閲覧の申出があつたときは、これに応ずるものとする。

(識別できる個人数の把握)

第5条 KFP 友の会は、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人数の合計を常に把握することに努めるものとする。

(収集の制限)

第6条 KFP 友の会は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集するものとする。

2 KFP 友の会は、個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号

のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) **KFP 友の会**防犯カメラ運用に関する規則により映像を収集するとき。
- (3) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 県その他の行政機関（独立行政法人等及び地方独立行政法人を含む。以下同じ）から提供を受けるとき。
- (7) その他、個人情報を取り扱う事務の目的を達成のため本人以外から収集することに相当の理由があると認められるとき。

3 **KFP 友の会**は、次に掲げる個人情報を収集しないものとする。ただし、法令等に定めがあるとき、又は個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集する必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条又は信教に関する個人情報。
- (2) 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報。
- (3) 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報。

第3章 個人情報の利用

（利用及び提供の制限）

第7条 **KFP 友の会**は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために **KFP 友の会**内部において個人情報を利用し、又は **KFP 友の会**以外の者に提供しないものとする。

2 個人情報を取り扱う事務の目的が、**KFP 友の会**以外の者への提供である場合、**KFP 友の会**はあらかじめ本人の同意を得ないで提供しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、**KFP 友の会**は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために **KFP 友の会**内部において個人情報を利用し、又は **KFP 友の会**以外の者へ提供することができるものとする。ただし、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために **KFP 友の会**内部において個人情報を利用し、又は **KFP 友の会**以外の者へ提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 県その他の行政機関又はその委託を受けた者に提供する場合で、県その他の行政機関の所掌事務の遂行に必要なものであると認められるとき。
- (6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき。
- (7) その他、公益上の必要その他相当な理由があると認められるとき。

4 **KFP 友の会**は、個人情報を **KFP 友の会**以外の者に提供するときは、提供を受ける者に対しその個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

5 **KFP 友の会**は、法令等に定めがあるとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結

合（KFP 友の会が保有する個人情報を KFP 友の会以外の者が随時入手し得る状態にするものに限る）により KFP 友の会以外の者に対して個人情報を提供しないものとする。

第 4 章 個人情報の適正管理

（適正管理）

第 8 条 KFP 友の会は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、理事長が個人情報保護管理責任者を指名し、必要な措置を講じるものとする。

2 KFP 友の会は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲において、個人情報を正確なものに保つよう努めるものとする。

3 KFP 友の会は、保有する必要のなくなった個人情報を、文書管理規定に従って確実かつ速やかに廃棄し又は消去するものとする。

（職員の義務）

第 9 条 職員等（職員及び役員をいう。以下同じ。）又は職員等であった者は、職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（委託に伴う措置等）

第 10 条 KFP 友の会は、個人情報を取り扱う事務を KFP 友の会以外の者に委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

第 5 章 開示請求に対する対応

（自己情報の開示）

第 11 条 KFP 友の会は、KFP 友の会が保有する自己に関する個人情報について、開示を求められた場合はこれに応ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について開示しないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされているとき。

(2) 開示を求めた者以外の個人に関する個人情報が含まれているとき、ただし、当該開示を求めた者以外の個人の正当な利益を侵害するおそれのないときを除く。

(3) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) KFP 友の会が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 開示の求めは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人が行わなければならないものとする。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人である場合。

(2) 開示の求めをすることにつき本人が委任した代理人である場合。

3 開示の求めをしようとする者は、自己が本人又は前項各号の代理人であることを証明するために必要な書類として KFP 友の会が定めるものを提示し、又は提出しなければならないものとする。

（開示の求めに対する決定等）

第 12 条 KFP 友の会は、開示を求められた場合は、開示の求めがあった日から 30 日以内に、開示するかどうかの決定をするものとする。ただし、やむを得ない理由により、30 日以内に決定す

ることができないときは、当該期間を延長することができる。

(開示の実施)

第 13 条 個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書又は図画に記録されている個人情報は、当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付。

(2) 電磁的記録に記録されている個人情報は、当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況を勘案して別途定める方法。

2 閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、KFP 友の会は、当該個人情報が記録された文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しによりこれを行うことができるものとする。

3 第 11 条第 3 項の規定は、個人情報の開示を受ける場合について準用する。

(自己情報の訂正)

第 14 条 KFP 友の会は、前条の規定により開示した個人情報について、本人から訂正を求められた場合、当該個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、これに応ずるものとする。

2 第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正の求めについて準用する。

(訂正の求めに対する決定等)

第 15 条 KFP 友の会は、訂正を求められた場合は、訂正の求めがあつた日から 30 日以内に、必要な調査を行い、訂正するかどうかの決定をするものとする。ただし、やむを得ない理由により、30 日以内に決定することができないときは、当該期間を延長することができる。

(自己情報の利用停止等)

第 16 条 KFP 友の会は、第 12 条の規定により開示した個人情報について、本人から第 6 条の規定に違反して収集されたものであるという理由、又は第 7 条の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該個人情報の利用若しくは提供の停止又は消去（以下この条及び次条において「利用停止等」という。）を求められた場合、その求めに理由があると認められるときは、KFP 友の会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、これに応じるものとする。

2 第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止等の求めについて準用する。

(利用停止等の求めに対する決定等)

第 17 条 KFP 友の会は、利用停止等を求められた場合は、開示の求めがあつた日から 30 日以内に、利用停止等するかどうかの決定をするものとする。ただし、やむを得ない理由により、30 日以内に決定することができないときは、当該期間を延長することができる。

(理由の説明)

第 18 条 KFP 友の会は、本人から求められた開示、訂正等又は利用停止等の措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

第 19 条 KFP 友の会は、第 11 条、第 14 条又は第 16 条の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法として次の事項を定めるものとする。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

(1) 開示等の求めの申出先は個人情報保護管理責任者とする。

(2) 開示等の求めに際して提出すべき書面は「文書等開示申出書」とする。

(3) 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認は運転免許証等、本人を特定できる公的機関の発行する身分証明書によりおこなう。

(4) 次条の規定に基づく手数料は文書管理開示申出書の提出と同時に現金にて徴収する。

2 KFP 友の会は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めることができるものとする。この場合において、KFP 友の会は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、個人情報の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

3 KFP 友の会は、前 2 項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮するものとする。

(手数料)

第 20 条 KFP 友の会は、第 11 条の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し手数料金千円を「文書管理開示申出書」の提出と同時に現金にて徴収することができるものとする。

(苦情の処理)

第 21 条 KFP 友の会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 KFP 友の会は前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

第 6 章 委任

(委任)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、KFP 友の会の理事長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。